

「金融先物取引業務取扱規則第 25 条の3に関する細則」の一部改正案に関する
パブリックコメント募集の結果について

No.	ご意見等	協会の考え方
第3条第4項関係		
1	<p>「第 25 条の3に関する細則」の第 3 条(ロスカット取引の実施等)第 4 項の見直し案は、以下の内容となっています。</p> <p>「会員は、ロスカット未収金が発生した場合にはその原因を分析し、必要に応じてロスカット水準及び実預託額の監視間隔その他ロスカット取引の仕組みを見直すものとする。」</p> <p>この規則(案)は店頭 FX 業者の方々には有効と考えますが、取引所取引には構造上適用できないので、本件については対象から外していただきたい。</p> <p>恣意性のないことに意義のある取引所 FX 取引の参加者に対して、未収金の発生原因の説明を求めても、「取引所で客観的に付き合わせた結果によるもの。」としか回答できません。</p> <p>投資家の相手方として自己が取引をする形態であることが多い店頭 FX 取引の場合には、投資家の注文状況が把握できる立場にあることや自社で構築したシステムであることから、「情報の非対称性」や「利益相反関係」の観点から、あくまでの可能性としてですが、恣意性が入り込む余地があります。従いまして、店頭 FX 取引の公正性を一層高める上で、「未収金発生時の原因分析等」を行うことは有意義であると考えます。</p> <p>他方、取引所 FX の場合には、MM は投資家の注文状況を把握できる立場にはありませんし、複数(6 社)の MM 間競争の結果として投資家との取引が成立します。取引所 FX については仕組みとして恣意性を排除できているので、店頭 FX 取引と同じ対応は必要ないと考えます。</p>	<p>ロスカット未収金の発生原因としては、対象商品のレバレッジ、実預託額の監視間隔、電子情報処理組織の処理速度並びに市場のボラティリティ及びオープン時のギャップ等も含まれ、ご指摘いただいた価格の決定方法に限定されないものと考えます。</p> <p>取引所取引については、価格の決定は取引所で行われていますが、実預託額の監視間隔及びロスカット水準の決定、ロスカット処理の実行等は各会員が行うことから、ロスカット未収金が発生した場合には、各会員において発生原因を分析し、その結果によって実預託額の監視間隔やロスカット水準、実行処理の仕組み等の見直しを行う必要があると考えます。</p> <p>また、現行の第3条第3項も、これらの趣旨を規定する内容となっており、今回の改正案により、これまでの基本的な考え方を変更するものではありません。</p> <p>以上のことから、また、本協会へ報告される取引所取引における未収金発生状況等も踏まえ、顧客保護及び会員のリスク管理の観点に立ち、これまでと同様に店頭、取引所一律のルールを求めることとします。</p>